

第25期第4回長沼町農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年10月26日 午前9時00分から午前9時45分まで

2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

3 出席委員（14人）

| | | | | | | | |
|---------|-----|----|----|-----|----|----|--|
| 会長 | 16番 | 高宮 | 徹 | | | | |
| 会長職務代理者 | 15番 | 山田 | 浩之 | | | | |
| 委員 | 1番 | 吉田 | 茂 | 4番 | 近藤 | 修一 | |
| | 5番 | 鵜野 | 秀樹 | 6番 | 伊東 | 俊彦 | |
| | 7番 | 秋葉 | 信勝 | 8番 | 窪田 | 秀治 | |
| | 9番 | 広嶋 | 浩一 | 10番 | 阪 | 由平 | |
| | 11番 | 柴田 | 佳夫 | 12番 | 南 | 貴文 | |
| | 13番 | 青野 | 恭則 | 14番 | 大橋 | 豊幸 | |

4 欠席委員（2人）

2番 三上守親 3番 遠藤拓身

5 付議事項

- | | | | |
|-----|---|---|----------|
| 日程第 | 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 〃 | 2 | 会務報告 | |
| 〃 | 3 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について | (議案第 1号) |
| 〃 | 4 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (議案第 2号) |
| 〃 | 5 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (議案第 3号) |
| 〃 | 6 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について | (議案第 4号) |

6 出席職員

事務局長 市村智継
農地係長 田中 聡

7 会議概要

別紙のとおり

| | |
|----|---|
| 局長 | <p>定刻になりましたのでこれより第4回農業委員会総会を開催いたします。 開会に先立ちまして、高宮会長から御挨拶をお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>本日は、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。 今月は、上旬には局地的な大雨などがあり、なかなか畑に入れないといった事もありましたが、各種農作物については例年より早い収穫となり、今後の大豆等の露地作物の収穫についても例年より順調に進んでいるように見え、安堵しているところであります。 今後も、ビートや秋野菜などの収穫がありますが、天候に恵まれ、無事、収穫を終えられますよう、願うところであります。 新型コロナウイルスについても収束していない中、今後においては気温も急激に下がり、インフルエンザの流行も懸念されるので、体調管理には十分お気を付けいただくとともに、農作業においても、本年の後片付けや来年の準備などあわただしい時期となりますので、農作業事故には十分ご注意願います。</p> |
| 議長 | <p>それでは、ただ今から「第4回長沼町農業委員会総会」を開会します。 ただ今の出席委員数は、15人であります。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 会議規則第9条の規定により、5番鶴野委員及び6番伊東委員を指名いたします。 日程第2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思っております。 以上で会務報告^{ほうこく}を終わります。</p> |
| 局長 | <p>日程第3、議案第1号 「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 それでは概要を説明いたします。案件は1件で、集積事業に向けた合意解約が1件です。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | 引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 |
| 事務局 | (議案の朗読) |
| | 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 |
| 議長 | ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。 |
| | 御質問等があればお受けいたします。何かございませんか。 |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 |
| | 議案第1号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 委員 | (全員挙手) |
| 議長 | ありがとうございます。 |
| | 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。 |
| | 次に日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 |
| | 事務局から概要の説明をします。 |
| 局長 | 農地法第3条の規定による許可申請は4件で、相続を受けた農地を新規就農者へ売買するものが1件、農業を継いでいる息子に対する贈与が1件、同じく農業を継いでいる息子に経営移譲するための使用貸借が2件でございます。以上で概要の説明を終わります。 |
| 議長 | 引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 |
| 事務局 | (議案の朗読) |
| | 以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 |
| | 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 |
| 議長 | それでは、受付番号1番2番について、 ■■■■ 担当の阪委員から、受付番号3番については ■■■■ 担当の近藤委員から、4番につきましては ■■■■ 担当の青野委員から現地調査の報告をいたします。 |
| 委員 | (現地調査の報告) |
| | 10番の阪です。 |
| | 受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。 |

申請地は、■■■■の農地で、農地の購入者は本年4月に新規就農者として営農を開始し、今回は空き家となった農家住宅を含めた隣接農地を購入するものであり、問題はないものと思います。

続きまして、受付番号2番についてですが、同じく■■■■の農地で、現在農業を継いでいる息子さんへ贈与するものであり、問題はないものと思います。

4番の近藤です。

受付番号3番について、現地調査を実施いたしました。

この申請地は、■■■■の農地で、経営移譲のため後継者として農業に従事している息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。

以上で報告を終わります。

13番の青野です。

受付番号4番について、現地調査を実施いたしました。

この申請地は、■■■■の農地で、この申請地についても経営移譲のため後継者として農業に従事している息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

委員
事務局

(質疑) 申請番号1番については■■■■に住んでいて、その近隣の土地を購入したのか。また、4番の申請について、譲り受ける面積と経営面積が相違しているが経営面積には借地も入っているのか。

(回答) 申請番号1番については現在住んでいる近くの土地を購入するものです。また、4番については親から無償貸与をうける土地に借地も合わせた経営面積です。

議長

その他質問はございませんか。

委員

(なし)

議長

ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

| | |
|-----|---|
| 委員 | (全員挙手) |
| 議長 | ありがとうございます。 |
| | 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 |
| | |
| | |
| | 日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を |
| | 議題といたします。 |
| | 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 |
| 事務局 | (議案の朗読) |
| | なお、現地調査につきましては、7番秋葉委員、8番窪田委員、9番広嶋 |
| | 委員でございます。 |
| | 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 |
| 議長 | それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 |
| 委員 | (現地調査の報告) 秋葉委員 |
| | 7番の秋葉です。 |
| | 受付番号1番について報告します。 |
| | 先日25日に、窪田委員さん、広嶋委員さん、事務局2名と私、5名で調 |
| | 査を実施しました。 |
| | 1番の申請地は、 ■■■■ と ■■■■ の境界にあり、町道 ■■■■ と道道の交差点 |
| | の北東側に接する場所です。都市計画の用途指定はされておりませんが、 |
| | 都市計画区域に隣接しており、周辺は娯楽施設や飲食店などがあります。 |
| | 目的については、セレモニーホールの建設及び駐車場の造成であり、転用 |
| | することは、問題ないものとして調査をしてきました。 |
| | 以上で、報告を終わります。 |
| 議長 | ありがとうございました。 |
| | それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から |
| | 補足説明をします。 |
| 局長 | 申請地につきましては、都市計画区域外であり第2種農地と判断できます |
| | が、申請地は上水道及び公共下水道が整備されており、近くに高校等がある |
| | とともに、都市計画区域に隣接し住宅等も連担している土地であるため、別 |
| | 添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えま |
| | す。 |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>以上で補足説明を終わります。</p> <p>ただ今、議案第 3 号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> |
| 委 員 | <p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p> <p>(質疑) 該当地について 1 筆で申請されており、設計図面ではもう 1 筆含まれているが転用の必要はないのでしょうか。</p> |
| 事 務 局 | <p>(回答) 設計上は 2 筆ではありますが、もう 1 筆は雑種地であるため農地ではないので転用は必要ない土地であります。</p> |
| 委 員 | <p>工事の日程はどのようになっているのか。</p> |
| 事 務 局 | <p>申請によりますと令和 6 年 3 月に工事完了予定となっております。</p> |
| 議 長 | <p>その他質問はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>(な し)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第 3 号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 委 員 | <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。</p> |
| 事 務 局 | <p>日程第 6、議案第 4 号「現況証明願いについて」を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)、</p> <p>なお、現地調査につきましては、7 番秋葉委員、9 番広嶋委員でございます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。</p> |
| 委 員 | <p>(現地調査の報告) 窪田委員、広嶋委員</p> <p>8 番の窪田です。</p> <p>先日 25 日、秋葉委員さん、広嶋委員さん、事務局 2 名、私と 5 人で現地調査を実施しました。</p> |
| | <p>1 番の願い出は ■■■ で、町道■■■と町道■■■を北に約 300m、道路</p> |

西側の既存宅地に接する土地で、登記簿は畑、農地台帳、課税台帳は宅地となっています。従前より、住宅、納屋の敷地として利用されています。

この願い出については、現況は農地以外であり、問題ないものとして調査してきました。

以上で報告を終わります。

9番の広嶋です。

先日25日、秋葉委員さん、窪田委員さん、事務局2名、私と5人で現地調査を実施しました。

2番の願い出地については [] で、町道 [] と町道 [] の交差点を北に約200m、道路東側の既存宅地に接する土地で、登記簿は畑、農地台帳、課税台帳は宅地となっています。

この土地についても、従前より、住宅、納屋の敷地として利用されています。

3番の願い出地については [] で、 [] の東側、 [] に隣接した土地であり、道道札幌夕張線にも面した場所です。また、かど地のため機械での作業はあまり効率的ではない場所であると確認してきましたので、転用して宅地として使用することに問題はないものとして調査をしてきました。

いずれの願い出についても、現況は農地以外であり、問題ないものとして調査してきました。

以上で報告を終わります。

局長

ありがとうございました。続いて事務局から補足説明をします。

補足説明

それでは補足説明をいたします。受付番号1番及び2番については本来建築物が建った時に転用するべきところではありますが、転用の手続きがなされていなかったため農地としての登記が残っているところがあります。建築後相当の年数が経過しているため転用申請の有無が分からなかったため、今回の現況証明の申請がされたところがあります。

受付番号3番については、登記簿は畑で、農地台帳、課税台帳は宅地となっています。また、この土地については平成6年3月7日に住宅造成地として転用の許可をしている土地です。

議長

ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。

| | |
|--------------------------|--|
| <p>委員 事務局 委員</p> | <p>これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。 (質疑) 申請地 3 番について現在、住宅が建っているところと違うのか。 (回答) 住宅の隣の角地でカスケードのようなものが建っていました。 (質疑) 過去に転用の許可が出ているのに現在もまだ畑で再度現況証明が出てきたのはなぜか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(回答) 過去に転用の申請がありましたが、住宅の建設がなされなかったため登記が出来ない状況であるため畑地として残っていたものです。</p> |
| <p>議長</p> | <p>その他質問はございませんか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第 4 号について、願い出のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第 4 号「現況証明願いについて」は、願い出のとおり決定することにいたしました。</p> |
| <p>局長</p> | <p>日程第 7、議案第 5 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から集積の概要を説明します。 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 10 件で、集積による売買が 6 件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が 4 件でございます。 以上の案件につきましては、長沼町長から令和 5 年 10 月 11 日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。 以上で概要説明を終わります。</p> |
| <p>議長 事務局</p> | <p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | ただ今、議案第5号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 委員 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。 |
| 委員 | 以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいたします。 |
| 議長 | (なし) |
| 局長 | 無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。 (連絡事項) |
| 会長 | 閉会にあたりまして、高宮会長から御挨拶をお願いいたします。 (閉会挨拶) |
| | 以上をもちまして、「第4回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。 |